G_{24} ＝ 0.023

H_n　病院事業（医療施設整備事業）に充てるため平成15年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、H_nに係るものを除く。）の額に２分の１を乗じて得た額及び災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てるため平成15年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債（平成15年度以降に基本設計等に着手した事業に限り、$H2_n$及び$H2'_n$に係るものを除く。）の額に２分の１を乗じて得た額の合算額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

H'_n　病院事業（医療施設整備事業・特別分）に充てるため平成27年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に３分の２を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$H2_n$　災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業）に充てるため平成21年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額（$H2'_n$に係るものを除く。）に２分の１を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

$H2'_n$　災害拠点病院の施設整備（医療施設整備事業・特別分）に充てるため平成27年度以降の平成n年度に発行について同意又は許可を得た地方債の額に３分の１を乗じて得た額（千円未満の端数があるときは、その端数を四捨五入する。）

I_{15} ＝ 0.025

I_{16} ＝ 0.025

I_{17} ＝ 0.025

I_{18} ＝ 0.024

I_{19} ＝ 0.024

I_{20} ＝ 0.02395

I_{21} ＝ 0.024

I_{22} ＝ 0.024

I_{23} ＝ 0.023

ついては〇・〇〇一九二）を、平成二十四年度における都道府県立病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち平成十三年度以前からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇二〇五を、平成十四年度からの継続事業に係るものの額に〇・〇〇一五八を、平成十三年度以前からの継続事業及び平成十四年度からの継続事業以外の事業に係るものの額に〇・〇〇一五八（６に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇一九二）を、平成二十五年度における都道府県立病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇八二（６に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇一〇二）を、平成二十六年度における都道府県立病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）に〇・〇〇〇八二（６に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇一〇二）を、平成二十七年度における都道府県立病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち６に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇〇一四（６に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇一四）を、６に規定する特別分に係るものに〇・〇〇〇一四（６に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては〇・〇〇〇〇七）を、平成二十八年度における都道府県立病院事業債同意等額（特定分に係るもの及び医療又は看護のための機械器具の整備事業等に係るものを除く。）のうち６に規定する特別分に係るもの以外のものに〇・〇〇〇一六（６に規定する災害時医療施設の整備に要する経費に充てるため発行について同意又は許可を得たものにあつては